

・工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領について

(平16.7.1付34-2)

総務人事等担当理事
経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて
各支社長
各地域支社長

改正 平成16年7月16日(イ)
平成16年11月1日(ロ)
平成18年11月10日(ハ)
平成21年12月10日(ニ)
平成27年10月9日(ホ)
平成30年3月7日(ヘ)
令和2年10月1日(ト)
令和3年5月10日(チ)

標記について、別紙のとおり要領を定めたので、通知する。
この通達は、平成16年7月1日から施行する。

以 上

別紙

工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

第1 総則

「建設業者登録要領について」（平16. 7. 1付34-1。以下「登録要領」という。）第9の総合点数の算定については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 総合点数

本部長等（総務を担当する理事（総務を担当する理事が置かれない場合は統括役（特に命を受けた重要事項の企画を担当する統括役に限る。）、本部長又は支社長をいう。以下同じ。）は、第3に定める客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観（共通）点数」という。）に第4に定める主観的事項（特別事項）について算定した点数（以下「主観（特別）点数」という。）を加えて総合点数を算定するものとする。

(イ)(ホ)(ト)

第3 客観（共通）点数の算定方法

- 1 客観（共通）点数は、次の算式によって算出した値（小数点以下第1位を四捨五入した値）とする。(ニ)

$$\text{客観（共通）点数} = 0.25A + 0.15B + 0.2C + 0.25D + 0.15E \quad (\text{ニ})$$

A = 希望工事種別毎の年間平均完成工事高評点 [X1] (ト)

B = 経営規模評点（自己資本額、平均利益額）[X2] (ニ)(ト)

C = 経営状況評点（負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量）[Y] (ニ)(ト)

D = 技術力評点（技術職員数、元請完成工事高）[Z] (ニ)(ト)

E = その他（社会性等）評点 [W] (ト)

[注] [] 内は経営審査事項で用いられる記号で、本算定要領の以下の記号とは異なる。(ト)

- 2 客観（共通）点数を算出するための各要素に係る評点は次に掲げるところにより求めるものとする。(ニ)

(1) 年間平均完成工事高の評点(A)

登録要領第5に規定する資格審査申請書の提出日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の各事業年度における希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の金額に応じ、別表1に掲げる算式によって算出した点数（小数点以下第1位を切捨てた点数）とする。ただし、希望工事種別ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての希望工事種別において同一の方法によることとする。(ニ)

(2) 経営規模の評点(B)

自己資本額(イ)及び平均利益額(ロ)に応じて、それぞれ別表2又は別表3に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数を2で除し

た点数とする。(ニ)

イ 自己資本額は、審査基準日（申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。）の決算（以下「基準決算」という。）における純資産合計の額又は基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額（基準決算の直前の事業年度の決算書類を平成18年7月7日国土交通省令第76号で改正前の規則（以下、旧省令という。）に基づき作成している場合は、純資産を資本と読み替える。以下同じ。）の平均の額とし、その額をもって審査する。ただし、自己資本額が0円に満たない場合は0円とみなして審査する。(ニ)

ロ 平均利益額は、当期事業年度開始日の直前1年（以下「審査対象年」という。）の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における利払前税引前償却前利益及び審査対象年開始日の直前1年（以下「前審査対象年」という。）の各事業年度（以下「前審査対象事業年度」という。）における利払前税引前償却前利益の平均の額をもって行うものとする。

ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなして審査する。

利払前税引前償却前利益は営業利益の額に減価償却実施額を加えた額とする。営業利益の額は審査対象事業年度における営業利益の額とし、減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。(ニ)

(3) 経営状況の評点(C)

次のイに掲げる算式によって算出した数値（小数点以下第3位を四捨五入した点数）から、次のロに掲げる算式によって算定した点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。(ニ)

ただし、当該点数が0に満たない場合は、0とする。

イ 経営状況評点の算式

$$X = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906 \text{ (ニ) (ト)}$$

ロ 算式

$$\text{経営状況の評点} = 167.3 \times X + 583 \text{ (ニ) (ト)}$$

(注)

① 純支払利息比率（X1）(ニ)

純支払利息の額（審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額）を売上高の額（審査対象事業年度における完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額）で除して得た数

値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が5.1%を超える場合は5.1%と、マイナス0.3%に満たない場合はマイナス0.3%とみなす。(二)

② 負債回転期間（X2）(二)

基準決算における流動負債及び固定負債の合計の額を1月当たり売上高（審査対象事業年度における完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額）で除して得た数値（その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が18.0を超える場合は18.0と、0.9に満たない場合は0.9とみなす。(二)

③ 総資本売上総利益率（X3）(二)

審査対象事業年度における売上総利益の額（個人の場合は完成工事総利益の額）を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における総資本の額（貸借対照表における負債純資産合計の額）の平均の額（その平均の額が3000万円に満たない場合は、3000万円とみなす。）で除して得た数値（その数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が63.6%を超える場合は63.6%と、6.5%に満たない場合は6.5%とみなす。(二)

④ 売上高経常利益率（X4）(二)

審査対象事業年度における経常利益の額（個人である場合においては事業主利益の額）を①に掲げる売上高の額で除して得た数値（その数値に少数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が5.1%を超える場合は5.1%と、マイナス8.5%に満たない場合はマイナス8.5%とみなす。(二)

⑤ 自己資本対固定資産比率（X5）(二)

基準決算における2の(2)のイに掲げる自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に少数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が350.0%を超える場合は350.0%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。(二)

⑥ 自己資本比率（X6）(二)

基準決算における2の(2)のイに掲げる自己資本の額を基準決算における総資本の額（貸借対照表における負債純資産合計の額）で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとす

る。

ただし、当該数値が68.5%を超える場合は68.5%と、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなす。(ニ)

⑦ 営業キャッシュ・フロー (X 7) (ニ)

審査対象年における営業キャッシュ・フローの額（審査対象事業年度における経常利益の額に減価償却実施額を加え、法人税、住民税及び事業税（注1）を控除し、基準決算の前期決算から基準決算にかけての引当金（注2）増減額、売掛債権（注3）増減額、仕入債務（注4）増減額、棚卸資産（注5）増減額及び受入金（注6）増減額を加減したものを1億で除して得た数値をいう。）及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額（注7）の平均の数値（その数に少数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が15.0を超える場合は15.0と、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなす。(ニ)

(注1) 法人税、住民税及び事業税の額は、審査対象事業年度における法人税、住民税及び事業税の額とする。(ニ)

(注2) 引当金の額は、基準決算における貸倒引当金の額とする。(ニ)

(注3) 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完成工事未収入金の合計の額とする。なお、電子記録債権は受取手形に含むこととする。(ニ)(ホ)

(注4) 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。なお、電子記録債務は支払手形に含むこととする。(ニ)(ホ)

(注5) 棚卸資産の額は、基準決算における未成工事支出金及び材料貯蔵品の合計の額とする。(ニ)(ホ)

(注6) 受入金の額は、基準決算における未成工事受入金の額とする。(ニ)

(注7) 前審査対象年における営業キャッシュフローの額の算定については（注1）から（注6）の規定を準用する。この場合において、「基準決算」とあるのは「基準決算の直前の審査基準日」と、「審査対象年」とあるのは「前審査対象年」と、「審査対象事業年度」とあるのは「前審査対象事業年度」と読み替えるものとする。(ニ)

⑧ 利益剰余金 (X 8) (ニ)

基準決算における利益剰余金合計の額（個人である場合においては純資産合計の額）を1億で除して得た数値（その数に少数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が100.0を超える場合は100.0と、マイナス3.0に満たない場合はマイナス3.0とみなす。(ニ)

(4) 技術力評点 (D) (ニ)

技術職員数 (イ) 及び元請完成工事高 (ロ) に応じて、それぞれ別表 4 又は別表 5 の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表 4 の点数に0.8を乗じたもの及び算出された別表 5 の点数に0.2を乗じたものを合計した点数とする。なお、機構が定める工事種別に複数の許可業種が対応している場合の技術力評点は、当該工事種別に対応する許可業種の評点の中で最も高いものによるものとする。(ニ)

イ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。）のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。）

(ニ) (ホ)

- ① 建設業法第15条第2号イに該当する者（同法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したものに限る。）(ニ)
- ② 建設業法第15条第2号イに該当する者であつて、①に掲げる者以外の者(ニ)
- ③ 建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者であつて、②に掲げる者以外の者(フ)
- ④ 登録基幹技能者講習（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。）を終了した者であつて①、②及び③に掲げる者以外の者(ニ) (フ)
- ⑤ 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法

第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって①、②、③及び④に掲げる者以外の者(ニ)(フ)

⑥ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で①、②、③、④及び⑤に掲げる者以外の者(ニ)(フ)

ロ 当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表5の区分の欄のいずれかに該当するかを、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに審査すること。ただし、(1)において当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における完成工事高について選択した基準と同一の基準とすること。(ニ)

(5) その他の審査項目(社会性等)の評点(E)

(イ) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和3年国土交通省告示第246号。以下「改正告示」という。)による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。)に基づき建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者については、次のイからヌまでに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数並びに若年の技術者及び技術労働者の育成及び確保の状況の点数を次の算式により算出した点数とする。

(ニ)(ホ)(チ)

イ～ヌの点数の合計点数 $\times 10 \times 190 / 200$

(ロ) 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。)に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者については、次のイからルまでに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた

規格による登録の状況の点数、若年の技術者及び技術労働者の育成及び確保の状況の点数並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数を次の算式により算出した点数とする。(ホ)(チ)

イ～ヲの点数の合計点数×10×190/200(ホ)(チ)

イ 労働福祉の状況

$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$ (ホ)(ト)

Y1：次の①から③までの各項目のうち加入又は導入をしているとされたものの数(ホ)(ト)

Y2：次の④から⑥までの各項目のうち加入していないとされたものの数(ト)

- ① 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第6章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。）(ニ)
- ② 審査基準日における退職一時金制度導入の有無（労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第2項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職金共済法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業についての共済契約を締結しているか否かをいう。）又は審査基準日における企業年金制度導入の有無（厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、法人税法（昭和40年法律第34号）附則第20に規定する適格退職年金契約を締結しているか否か、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金の導入を行っているか否か、又は確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業年金の導入を行っているか否かをいう。）(ニ)(ホ)
- ③ 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無（公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険事業を営む者との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法

律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、次の一及び二に該当するものを締結しているか否かをいう。)

一 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

二 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。(ニ)(ホ)(ト)(チ)

④ 審査基準日における雇用保険加入(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出)の有無(ト)

⑤ 審査基準日における健康保険加入(健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第10条の2の規定による届出)の有無(ト)

⑥ 審査基準日における厚生年金保険加入(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出)の有無(ト)

ロ 営業年数

審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は公正手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいう。)に応じて別表6の点数の欄に掲げる点数とする。(ニ)(ホ)

ハ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無(ホ)

審査基準日における民事再生法又は会社更生法の適用の有無(平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない建設業者であるか否かをいう。)に応じて別表7の点数の欄に掲げる点数とする。(ホ)

ニ 防災協定締結の有無(ニ)

審査基準日における防災協定締結の有無(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結しているか否かをいう。)に応じて別表8の点数の欄に掲げる点数とする。(ニ)(ホ)

ホ 法令遵守の状況(ニ)

審査対象年における法令遵守の状況(建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたこ

とがあるか否かをいう。)の点数は別表9の点数の欄に掲げる点数とする。(ニ)(ホ)

へ 監査の受審状況(ニ)

審査基準日における監査の受審状況(会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち次のへの①に該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無をいう。)の点数は、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。(ニ)(ホ)

ト 公認会計士等

審査基準日における建設業に従事する職員の点数は、次の①に掲げる者の数に、②に掲げる者の数に10分の4を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第11において「公認会計士等数値」という。)を年間平均完成工事高に応じて、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。(ニ)(ホ)(フ)

① 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イに該当する者、登録経理試験(建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ロに規定する試験をいう。ロにおいて同じ。)の一级試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの、登録経理講習(建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ハに規定する講習をいう。ロにおいて同じ。)の一级講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示(令和二年国土交通省告示第千六十号)第一号、第三号又は第五号に掲げる者(ニ)(フ)

② 登録経理試験の二级試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの、登録経理講習の二级講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示(令和二年国土交通省告示第千六十号)第二号又は第四号に掲げる者であって、イに掲げる者以外の者(ニ)(フ)

チ 研究開発の状況(ニ)(ホ)

審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額(会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。)とし、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。(ニ)(ホ)

リ 建設機械の所有状況(ホ)

審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車（以下において単に「大型自動車」という。）のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの（以下「大型ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンの合計台数。）の点数は、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。（ホ）(ハ)

ヌ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況(ホ)

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されているか否かをいう（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限定されているものは除く。）。）の点数は、別表14の点数の欄に掲げる点数とする。（ホ）

ル 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(ホ)

次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(ホ)

- ① 若年技術職員（満35歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員の人数が）技術職員の人数の合計の15パーセント以上であるか否かをいう。）に応じて、別表15の点数の欄に掲げる点数とする。（ホ）
- ② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計1パーセント以上であるか否かをいう。）に応じて、別表16の点数の欄に掲げる点数とする。（ホ）

ヲ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応

じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。(チ)

第4 主観（特別）点数の算定方法

- 1 主観（特別）点数は、次の算式によって計算した値（小数点以下第1位を四捨五入した値）とする。

主観（特別）点数 = F + G

F = 工事成績の評点

G = 特別な工事の経歴の評点

- 2 主観（特別）点数算定の対象工事
500万円を超える工事を対象とする。
- 3 工事成績の評点（F）

工事成績に係る評点は、2の工事種別ごとに、登録要領第5に定める定期の資格審査申請書の受付開始日の属する年度の10月1日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの2年間に完成した工事（機構が発注した工事に限る。）について、別に定めるところにより評価された総評点から65点を控除した点数に、工事の請負金額に応じ、別表18の難易度による係数の欄に掲げる数値（総評点が65点未満であるときは、その逆数（小数点以下第2位を四捨五入した数値））を乗じて得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した値。ただし、完成した工事が2以上あるときは、当該完成した工事の請負金額により加重平均した点数）に8.5を乗じて得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した値）とする。ただし、主観的事項の審査基準日の前日までの2年間に完成した工事の成績評定を行っていないとき又は完成した工事がなくときは、0点とする。(ニ)(ホ)(チ)

- 4 特別な工事の経歴の評点（G）

特別な工事の経歴に係る評点は、2に掲げる工事のうち、施設の構造が特殊なもの、特別な工法を用いるもの、特別な施工管理を必要とするもの等施工に当たり、高度な技術を要するものとして別に指示する工事で、主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事（機構が発注した工事に限る。）の請負金額（完成した工事が2以上あるときは、その合計額）に応じ、別表19の点数の欄に掲げる点数とする。(ニ)(ホ)(チ)

第5 共同企業体の特例

共同企業体の総合点数の算定方法に関する特例については、次の1及び2に定めるところによるものとする。

- 1 客観（共通）点数の算定

次の(1)から(5)までに掲げるところにより算定するものとする。

- (1) 年間平均完成工事高の評点は、各構成員ごとに算出した年間平均完成工事高の和に基づいて算出した点数とする。(ニ)
- (2) 経営規模の評点は、各構成員ごとに算出した自己資本額の和及び平均利益額の和に基づいてそれぞれ算出した点数を合計した点数を2

- で除した点数（小数点以下切捨てした点数）とする。(ニ)
- (3) 経営状況の評点は、各構成員ごとに算出した点数の和を全構成員の
数で除して得た点数（小数点以下切捨てした点数）とする。(ニ)
- (4) 技術力の評点は、各構成員ごとに算出した技術職員の和及び年間平
均元請完成工事高の和に基づいてそれぞれ点数を算出し、技術職員の
点数について0.8を乗じたもの及び年間平均元請完成工事高の点数に
ついて0.2を乗じたものを合計した点数（小数点以下切捨てした点数）
とする。(ニ)
- (5) その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員ごとに算出した
点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下切捨てした点
数）とする。(ニ)
- 2 主観（特別）点数の算定
工事成績の評点及び特別な工事の経歴の評点は、共同企業体として算
定される評点によるものとする。(ニ)

附 則

当分の間、審査の対象とする建設業者が外国建設業者（効力を有する政
府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建
設市場が開放的であると認められる国又は地域（以下「協定適用国等」と
いう。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有
する建設業者のうち協定適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設
業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものをいう。以下同じ。）
である場合における技術力及びその他の審査項目（社会性等）については、
国土交通大臣が認定したものをもって審査し、また、外国建設業者の属す
る企業集団について一体として建設業を営んでいると国土交通大臣が認
定した場合における客観（共通）点数を計算するための各要素については、
国土交通大臣が当該企業集団について認定した数値をもって当該各要素
の数値として審査するものとする。(ニ)(ホ)

以 上

別表 1 (二) (ホ)

年間平均完成工事高		評点
1,000億円以上		2,309
800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
2億5,000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
2億円以上	2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
1億5,000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
1億円以上	1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
8,000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
	1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

別表 2 (ニ)

自己資本の額又は平均自己資本額	点数
3,000億円以上	2,114
2,500億円以上 3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
2,000億円以上 2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
1,500億円以上 2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
1,200億円以上 1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
1,000億円以上 1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
800億円以上 1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
600億円以上 800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
500億円以上 600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
400億円以上 500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
300億円以上 400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
250億円以上 300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
200億円以上 250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
150億円以上 200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
120億円以上 150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
100億円以上 120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
80億円以上 100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
60億円以上 80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
50億円以上 60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40億円以上 50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30億円以上 40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25億円以上 30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20億円以上 25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12億円以上 15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10億円以上 12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8億円以上 10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6億円以上 8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
5億円以上 6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4億円以上 5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
3億円以上 4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2億5,000万円以上 3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2億円以上 2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1億5,000万円以上 2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1億円以上 1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
8,000万円以上 1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
6,000万円以上 8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
5,000万円以上 6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
4,000万円以上 5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
3,000万円以上 4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
2,500万円以上 3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
2,000万円以上 2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
1,500万円以上 2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
1,200万円以上 1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
1,000万円以上 1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

別表 3 (二)

平均利益額		点数
300億円以上		2,447
250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
	1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

別表 4 (二)

技術職員数值	点数
15,500以上	2,335
11,930以上 15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 3,570 + 2,065$
9,180以上 11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 2,750 + 1,998$
7,060以上 9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 2,120 + 1,939$
5,430以上 7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 1,630 + 1,876$
4,180以上 5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 1,250 + 1,808$
3,210以上 4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 970 + 1,747$
2,470以上 3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 740 + 1,686$
1,900以上 2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 570 + 1,624$
1,460以上 1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 440 + 1,558$
1,130以上 1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 330 + 1,488$
870以上 1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 260 + 1,434$
670以上 870未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 200 + 1,367$
510以上 670未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 160 + 1,318$
390以上 510未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 120 + 1,247$
300以上 390未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 90 + 1,183$
230以上 300未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 70 + 1,119$
180以上 230未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 50 + 1,040$
140以上 180未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 40 + 984$
110以上 140未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 30 + 907$
85以上 110未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 25 + 860$
65以上 85未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 20 + 810$
50以上 65未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 15 + 742$
40以上 50未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 10 + 633$
30以上 40未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 10 + 633$
20以上 30未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 10 + 636$
15以上 20未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 508$
10以上 15未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 511$
5以上 10未満	$63 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 509$
5未満	$62 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 510$

別表 5 (ニ) (ホ)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別 年間平均元請完成工事高	点数
1,000億円以上	2,865
800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

別表 6 (ニ)

営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数
35年以上	60	24年	38	13年	16
34年	58	23年	36	12年	14
33年	56	22年	34	11年	12
32年	54	21年	32	10年	10
31年	52	20年	30	9年	8
30年	50	19年	28	8年	6
29年	48	18年	26	7年	4
28年	46	17年	24	6年	2
27年	44	16年	22	5年以下	0
26年	42	15年	20		
25年	40	14年	18		

別表 7 (ホ)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
無	0
有	-60

別表 8 (ニ) (ホ) (ハ)

防災協定締結の有無	点数
有	20
無	0

別表 9 (ニ) (ホ)

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

別表10(ニ) (ホ)

監査の受審状況	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

別表11(ニ) (ホ)

年間平均 完成工事高	公認会計士数等の数の点数	10	8	6	4	2	0
600億円以上		13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満		8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満		4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満		2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満		1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円未満		0.4以上	—	—	—	—	0

別表12(ニ) (ホ)

平均研究開発費の額	点数
100億円以上	25
75億円以上 100億円未満	24
50億円以上 75億円未満	23
30億円以上 50億円未満	22
20億円以上 30億円未満	21
19億円以上 20億円未満	20
18億円以上 19億円未満	19
17億円以上 18億円未満	18
16億円以上 17億円未満	17
15億円以上 16億円未満	16
14億円以上 15億円未満	15
13億円以上 14億円未満	14
12億円以上 13億円未満	13
11億円以上 12億円未満	12
10億円以上 11億円未満	11
9億円以上 10億円未満	10
8億円以上 9億円未満	9
7億円以上 8億円未満	8
6億円以上 7億円未満	7
5億円以上 6億円未満	6
4億円以上 5億円未満	5
3億円以上 4億円未満	4
2億円以上 3億円未満	3
1億円以上 2億円未満	2
5,000万円以上 1億円未満	1
5,000万円未満	0

別表13(ホ) (ハ)

建設機械の所有及びリース台数	点数
15台以上	15
14台	15
13台	14
12台	14
11台	13
10台	13
9台	12
8台	12
7台	11
6台	10
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1台	5
0台	0

別表14(ホ)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
第9001号及び第14001号の登録	10
第9001号の登録	5
第14001号の登録	5
無	0

別表15(ホ)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
15%以上	1
15%未満	0

別表16(ホ)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
1%以上	1
1%未満	0

別表 17(チ)

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
(1)	10	10
(2)	9 以上 10 未満	9
(3)	8 以上 9 未満	8
(4)	7 以上 8 未満	7
(5)	6 以上 7 未満	6
(6)	5 以上 6 未満	5
(7)	4 以上 5 未満	4
(8)	3 以上 4 未満	3
(9)	2 以上 3 未満	2
(10)	1 以上 2 未満	1
(11)	1 未満	0

別表 18(ホ)(チ)

工事請負金額		難易度による係数
10億円以上		2.0
8億円以上	10億円未満	1.9
6億円以上	8億円未満	1.8
5億円以上	6億円未満	1.7
4億円以上	5億円未満	1.6
3億円以上	4億円未満	1.5
2億5,000万円以上	3億円未満	1.4
1億5,000万円以上	2億5,000万円未満	1.3
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	1.2
1億円以上	1億2,000万円未満	1.1
1億円未満		1.0

別表19(ハ)(ホ)(チ)

請負金額	点数	請負金額	点数
200億円以上	200	3億円以上 4億円未満	72
150億円以上 200億円未満	188	2億5,000万円以上 3億円未満	68
120億円以上 150億円未満	178	2億円以上 2億5,000万円未満	64
100億円以上 120億円未満	168	1億5,000万円以上 2億円未満	60
80億円以上 100億円未満	158	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	56
60億円以上 80億円未満	150	1億円以上 1億2,000万円未満	52
50億円以上 60億円未満	142	8,000万円以上 1億円未満	48
40億円以上 50億円未満	134	6,000万円以上 8,000万円未満	46
30億円以上 40億円未満	126	5,000万円以上 6,000万円未満	44
25億円以上 30億円未満	118	4,000万円以上 5,000万円未満	42
20億円以上 25億円未満	112	3,000万円以上 4,000万円未満	40
15億円以上 20億円未満	106	2,500万円以上 3,000万円未満	38
12億円以上 15億円未満	100	2,000万円以上 2,500万円未満	36
10億円以上 12億円未満	94	1,500万円以上 2,000万円未満	34
8億円以上 10億円未満	88	1,200万円以上 2,000万円未満	32
6億円以上 8億円未満	84	1,000万円以上 1,200万円未満	30
5億円以上 6億円未満	80	1,000万円未満	28
4億円以上 5億円未満	76	0円	0